

令和3年5月28日

広島市新型コロナウイルス感染症対策本部

広島県『緊急事態宣言』の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策』を踏まえた
本市主催イベント等の開催及び本市所管施設の臨時休館等の方針の適用期間の延長について

令和3年5月28日に国において緊急事態措置を実施すべき期間が同年6月20日まで延長され、同日に新型コロナウイルス感染症広島県対策本部において『緊急事態宣言』の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策』の実施期間等が変更されたことを受け、令和3年5月16日から同年6月1日までの間における下記の方針の適用期間を同年6月20日まで延長することとする。

記

1 本市主催のイベント等*の開催について

本市主催のイベント等については、中止又は延期とする。ただし、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、『緊急事態宣言』の発出に伴う新型コロナ感染拡大防止集中対策』の「4 (1) イベント等の開催要件」に従うとともに、「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（令和2年11月30日改訂）」の別紙に掲げる感染防止策を徹底した上で開催する。

なお、市民等が主催するイベント等の開催についても準じた取扱いをお願いする。

※ 広島市の公益的法人等主催のイベント等を含む。

2 本市所管施設の臨時休館等について

不特定多数の集客が見込まれる施設等については、原則として休館とする。ただし、すでにこの期間の使用に係る許可を受けており、キャンセルが困難な場合は、使用を認める。